

青島学園地域小規模児童養護施設新築工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-00	表紙 図面目録	A-26	建具表 3-3	E-01	電気設備工事 特記仕様書	P-01	表紙 図面目録
A-01	建築工事特記仕様書(その1)	A-27	家具詳細図	E-02	分電盤結線図・幹線系統図	P-02	特記仕様書
A-02	建築工事特記仕様書(その2)	A-28	ユニット参考図 2-1	E-03	幹線・コンセント設備 1階平面図	P-03	附近見取図・凡例・配置図・系統図
A-03	建築工事特記仕様書(その3)	A-29	ユニット参考図 2-2	E-04	幹線・コンセント設備 2階平面図	P-04	設備器具表
A-04	建築工事特記仕様書(その4)	A-30	木質工事特記仕様書 2-1	E-05	照明器具姿図	P-05	(給排水設備) 1階平面図
A-05	建築工事特記仕様書(その5)	A-31	木質工事特記仕様書 2-2	E-06	電灯設備 1階平面図	P-06	(給排水設備) 2階平面図
A-06	建築工事特記仕様書(その6)	A-32	基礎伏図	E-07	電灯設備 2階平面図	P-07	屋外排水図・樹リスト
A-07	建築工事特記仕様書(その7)	A-33	1階床伏図	E-08	非常灯・誘導灯設備 1階平面図		
A-08	附近見取図・建築概要・求積表	A-34	1階小屋・2階床・2階小屋伏図	E-09	非常灯・誘導灯設備 2階平面図		
A-09	敷地図	A-35	天井伏図	E-10	電話・情報・TV・インターホン・監視カメラ系統図	M-01	空調設備機器表
A-10	配置図	A-36	壁量計算 3-1(四分法)	E-11	電話・情報・TV・インターホン・監視カメラ系統図	M-02	(空調設備) 1階平面図
A-11	仕上表	A-37	壁量計算 3-2(見付面積求積図)	E-12	自動火災報知設備 機械仕様・系統図	M-03	(空調設備) 2階平面図
A-12	1階平面図	A-38	壁量計算 3-3	E-13	自動火災報知設備 1階平面図	M-04	(換気設備) 1階平面図
A-13	2階平面図・屋根伏図	A-39	筋交の端部の接合方法参考図	E-14	自動火災報知設備 2階平面図	M-05	(換気設備) 2階平面図
A-14	立面図	A-40	柱伏図				
A-15	断面図	A-41	柱の接合補強仕様				
A-16	矩計図	A-42	Zマーク表示金物等 参考図 2-1				
A-17	階段・玄関詳細図	A-43	Zマーク表示金物等 参考図 2-2				
A-18	1階平面詳細図	A-44	採光検討表				
A-19	2階平面詳細図	A-45	換気・排煙検討表				
A-20	展開図 3-1	A-46	外部・部分詳細図				
A-21	展開図 3-2	A-47	外構図 3-1				
A-22	展開図 3-3	A-48	外構図 3-2				
A-23	建具キープ	A-49	外構図 3-3				
A-24	建具表 3-1						
A-25	建具表 3-2						

青島学園地域小規模児童養護施設新築 工事特記仕様書																																																																																																															
I 工事概要 1. 工事場所 宮崎県宮崎市大字折生迫字馬屋ヶ尻3877-1、他3筆 2. 敷地面積 400,00m ² 3. 工事概要 <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積(m²延べ面積(m²))</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>青島学園地域小規模児童養護施設</td> <td>木造</td> <td>2</td> <td>131.66 173.41</td> <td></td> </tr> </table> 上記に係る建築工事 <input type="checkbox"/> 建築主体工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> 機械設備工事 <input type="checkbox"/> 外構工事					建物名称	構造	階数	建築面積(m ² 延べ面積(m ²))	備考	青島学園地域小規模児童養護施設	木造	2	131.66 173.41																																																																																																		
建物名称	構造	階数	建築面積(m ² 延べ面積(m ²))	備考																																																																																																											
青島学園地域小規模児童養護施設	木造	2	131.66 173.41																																																																																																												
II 建築工事仕様 1 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書、標準仕様書及び標準図を適用する。 (3) 本工事の事務処理に当たっては、宮崎県県土整備部営繕課制定の工事事務処理要領による。 2 特記仕様 (1) 章は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の当該項目、当該図、当該表を示す。 (4) 関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督員と協議すること。																																																																																																															
別表-1 設備工事との工事区分表 ●印は工事範囲とする <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事内容</th> <th colspan="3">●印は工事範囲とする</th> </tr> <tr> <th>本工事(建築工事)</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気関係</td> <td>配電盤・制御盤の基礎 屋内 屋上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器の基礎</td> <td>自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎() 避雷針の基礎() 屋内設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械関係</td> <td>屋上設備(架台、アンカーボルトを除く) 屋外設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開口部</td> <td>架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外) 特記した基礎(電気及び機械関係以外) 梁、床、壁 補強を要するもの 貫通スリーブ 補強を要しないもの 梁、床、壁 補強を要するもの 貫通部型枠 補強を要しないもの 軽重鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込 補強を要するもの 埋込形分電盤、端子盤等の型枠 補強を要するもの 断熱材兼用型枠の切込 上記開口部の補強 上記開口部の露出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) OAフロア用配線器具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検口</td> <td>床、壁、天井</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部取付</td> <td>ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台</td> <td>排水トラップ共</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防油堤</td> <td>オイルサービスタンの防油堤 タンク基礎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下マンホールの蓋</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外排水</td> <td>雨水 汚水、雑排水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水立管(たてどい)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手すり</td> <td>多機能便所 上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>はめ込洗面器用カウンター(前板付)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ転倒防止用の鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気配管配線</td> <td>自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉レリーズ 電極棒 既設間仕切り壁(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビッド及びびふた 別途機器などへの接続</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ検知器</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気錠</td> <td>電気錠及び通電金具 T E Nキー及び制御盤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニットバス、ユニットバス内水栓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニットバス換気扇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯機バス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード・Tパー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム天井</td> <td>照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					工事内容	●印は工事範囲とする			本工事(建築工事)	電気設備工事	機械設備工事	電気関係	配電盤・制御盤の基礎 屋内 屋上			機器の基礎	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎() 避雷針の基礎() 屋内設備			機械関係	屋上設備(架台、アンカーボルトを除く) 屋外設備			開口部	架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外) 特記した基礎(電気及び機械関係以外) 梁、床、壁 補強を要するもの 貫通スリーブ 補強を要しないもの 梁、床、壁 補強を要するもの 貫通部型枠 補強を要しないもの 軽重鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込 補強を要するもの 埋込形分電盤、端子盤等の型枠 補強を要するもの 断熱材兼用型枠の切込 上記開口部の補強 上記開口部の露出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) OAフロア用配線器具			点検口	床、壁、天井			外部取付	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む			換気扇の取付				流し台	排水トラップ共			防油堤	オイルサービスタンの防油堤 タンク基礎			床下マンホールの蓋				屋外排水	雨水 汚水、雑排水			雨水立管(たてどい)				手すり	多機能便所 上記以外			化粧鏡				はめ込洗面器用カウンター(前板付)				ガスボンベ転倒防止用の鎖				電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉レリーズ 電極棒 既設間仕切り壁(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビッド及びびふた 別途機器などへの接続			ガス漏れ検知器				電気錠	電気錠及び通電金具 T E Nキー及び制御盤			ユニットバス、ユニットバス内水栓				ユニットバス換気扇				ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続				洗濯機バス				ボード・Tパー				システム天井	照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート		
工事内容	●印は工事範囲とする																																																																																																														
	本工事(建築工事)	電気設備工事	機械設備工事																																																																																																												
電気関係	配電盤・制御盤の基礎 屋内 屋上																																																																																																														
機器の基礎	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎() 避雷針の基礎() 屋内設備																																																																																																														
機械関係	屋上設備(架台、アンカーボルトを除く) 屋外設備																																																																																																														
開口部	架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外) 特記した基礎(電気及び機械関係以外) 梁、床、壁 補強を要するもの 貫通スリーブ 補強を要しないもの 梁、床、壁 補強を要するもの 貫通部型枠 補強を要しないもの 軽重鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込 補強を要するもの 埋込形分電盤、端子盤等の型枠 補強を要するもの 断熱材兼用型枠の切込 上記開口部の補強 上記開口部の露出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) OAフロア用配線器具																																																																																																														
点検口	床、壁、天井																																																																																																														
外部取付	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む																																																																																																														
換気扇の取付																																																																																																															
流し台	排水トラップ共																																																																																																														
防油堤	オイルサービスタンの防油堤 タンク基礎																																																																																																														
床下マンホールの蓋																																																																																																															
屋外排水	雨水 汚水、雑排水																																																																																																														
雨水立管(たてどい)																																																																																																															
手すり	多機能便所 上記以外																																																																																																														
化粧鏡																																																																																																															
はめ込洗面器用カウンター(前板付)																																																																																																															
ガスボンベ転倒防止用の鎖																																																																																																															
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉レリーズ 電極棒 既設間仕切り壁(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビッド及びびふた 別途機器などへの接続																																																																																																														
ガス漏れ検知器																																																																																																															
電気錠	電気錠及び通電金具 T E Nキー及び制御盤																																																																																																														
ユニットバス、ユニットバス内水栓																																																																																																															
ユニットバス換気扇																																																																																																															
ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続																																																																																																															
洗濯機バス																																																																																																															
ボード・Tパー																																																																																																															
システム天井	照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート																																																																																																														

項目	特記事項																																																			
① 各章共通事項(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (令和4年版) ・ 構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (平成27年版) ・ 建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準風速(Vo) (3 6) m/s ・ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ◎ III ・ IV ・ 積雪区分 建設省告示第1455号 別表() ・ 設備工事との取り合い (1.1.7) ・ 実施工程表 (1.2.1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成工期 (令和 7 年 月 日) ・ 施工図等の取扱い (1.2.1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 ・ 電気保安技術者 (1.3.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置する ◎ 配置しない ◎ 施工条件 (1.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・ 図示 ◎ 現場説明書による ◎ 発生材の処理等 (1.3.11) <ul style="list-style-type: none"> ・ 引渡しを要するもの (・ 金属類 ・ PCB含有物 ・) ・ 引渡しを要するもの以外 ◎ 構外搬出適正処理とする ・ 再利用又は再資源化を図るもの () 																																																			
◎ 建築材料等 (1.4.2)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象建設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象建設工事を受注予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定める様式第1号及び別表1〜3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結前に監督員に提出、説明するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建設工事の種類</th> <th>規模の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象 建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80㎡以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500㎡以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・模様替(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外建設工事 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 <ul style="list-style-type: none"> ◎ F☆☆☆☆ ◎ 屋内 ・ 屋外 部位等 (・ 図示による ・) 本工事に使用する材料は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマークの表示の無い材料及び製造業者等は、次の(1)〜(6)の事項を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定、免許又はこれらに準じるものを取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図面に定める品質及び性能を有するものの証明となる資料又は外部機関(一社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。	対象建設工事の種類	規模の基準	対象 建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上	建設 建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上	工事 建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上	建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上																																									
対象建設工事の種類	規模の基準																																																			
対象 建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上																																																			
建設 建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上																																																			
工事 建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上																																																			
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上																																																			
◎ 技能士 (1.5.2)	本工事中において、下記の◎印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事事目</th> <th>職種</th> <th>作業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>型枠工事</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>鋼製下地</td> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>畳製作</td> <td>・ 畳製作作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> </tbody> </table> (1棟の延床面積が1000㎡を超える建築物又は植栽工事で工事金額が500万円を超える工事は、原則として1級技能士とする)	工事事目	職種	作業の種類	仮設工事	とび	・ とび作業	鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業	型枠工事	型枠施工	・ 型枠工事作業		左官	・ 左官作業	鉄骨工事	とび	・ とび作業	防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業	木工事	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業	左官工事	左官	・ 左官作業	建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業	内装工事	鋼製下地	・ 鋼製下地工事作業		表装	・ 表装作業		畳製作	・ 畳製作作業	植栽工事	造園	・ 造園工事作業
工事事目	職種	作業の種類																																																		
仮設工事	とび	・ とび作業																																																		
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業																																																		
型枠工事	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																		
	左官	・ 左官作業																																																		
鉄骨工事	とび	・ とび作業																																																		
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業																																																		
木工事	建築大工	・ 大工工事作業																																																		
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業																																																		
左官工事	左官	・ 左官作業																																																		
建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																		
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																		
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業																																																		
内装工事	鋼製下地	・ 鋼製下地工事作業																																																		
	表装	・ 表装作業																																																		
	畳製作	・ 畳製作作業																																																		
植栽工事	造園	・ 造園工事作業																																																		
◎ 化学物質の濃度測定 (1.5.9)	厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般庁舎等 () ・ 学校施設等 () ・ 県営住宅等 (戸)以上かつ各住戸2室以上 ・ 仕上げ表による 実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25℃の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ ホルムアルデヒド(0.08ppm) ・ トルエン(0.07ppm) ・ シンレン(0.05ppm) ・ ナジチレン(0.04ppm) ・ 3,4-ジクロロベンゼン(0.88ppm) ・ スチレン(0.05ppm) 測定法 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 蒸気拡散式分析法(測定バッチ) ・ 定電位電解法 ・ 検知管法 ・ 検知紙法 ・ 吸光度法 ・ () 																																																			

① 工事写真 (1.2.4)	原則として、電子データで下記のものを監督員に提出する。 撮影方法については、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」国土交通省大臣官房官庁営繕部制定及び監督員の指示による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類・規格</th> <th>提出方法</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>◎ カラー、デジタル写真</td> <td>◎ CD-R</td> <td>◎ 1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>◎ カラー、デジタル写真</td> <td>◎ CD-R</td> <td>◎ 1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>◎ カラー、デジタル写真</td> <td>◎ CD-R</td> <td>◎ 1部</td> <td>全景は、原則植栽工事完了後とする。</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>◎ カラー、デジタル写真</td> <td>◎ 紙</td> <td>◎ 1部</td> <td>詳細は、「工事事務処理要領」による</td> </tr> </tbody> </table> 下記のものを監督員に提出する。但し、ネガフィルム等は撮影者の保管とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>提出部数</th> <th>原簿寸法(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ カラー</td> <td>外部 ◎ 4枚以上</td> <td>◎ 2部</td> <td>◎ 100×125以上</td> </tr> <tr> <td>◎ キャビネット</td> <td>内部 ・ (枚)</td> <td>・ (部)</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内部 ◎ 10枚以上</td> <td>・ (部)</td> <td>・ (枚)</td> </tr> </tbody> </table> ・ 電子データをCD-R等で提出する	区分	分類・規格	提出方法	提出部数	備考	着工前	◎ カラー、デジタル写真	◎ CD-R	◎ 1部		工事中	◎ カラー、デジタル写真	◎ CD-R	◎ 1部		完成時	◎ カラー、デジタル写真	◎ CD-R	◎ 1部	全景は、原則植栽工事完了後とする。	完成写真	◎ カラー、デジタル写真	◎ 紙	◎ 1部	詳細は、「工事事務処理要領」による	分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原簿寸法(mm)	◎ カラー	外部 ◎ 4枚以上	◎ 2部	◎ 100×125以上	◎ キャビネット	内部 ・ (枚)	・ (部)	・ ()		内部 ◎ 10枚以上	・ (部)	・ (枚)
区分	分類・規格	提出方法	提出部数	備考																																						
着工前	◎ カラー、デジタル写真	◎ CD-R	◎ 1部																																							
工事中	◎ カラー、デジタル写真	◎ CD-R	◎ 1部																																							
完成時	◎ カラー、デジタル写真	◎ CD-R	◎ 1部	全景は、原則植栽工事完了後とする。																																						
完成写真	◎ カラー、デジタル写真	◎ 紙	◎ 1部	詳細は、「工事事務処理要領」による																																						
分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原簿寸法(mm)																																							
◎ カラー	外部 ◎ 4枚以上	◎ 2部	◎ 100×125以上																																							
◎ キャビネット	内部 ・ (枚)	・ (部)	・ ()																																							
	内部 ◎ 10枚以上	・ (部)	・ (枚)																																							
◎ 竣工写真等	◎ 2つ折り製本 ◎ 1部 ・ (部) 設計変更等に伴う図面修正は、受注者が行うこと																																									
◎ 完成図等 (1.7.1、2) (表1.7.1)	◎ 修正CADデータ及びPDFデータ ◎ 1部 ・ (部) 設計変更等に伴う図面修正は、受注者が行うこと																																									
◎ 保全に関する資料 (1.7.1、3)	◎ 2部 ・ (部)																																									
◎ 設計GL	保全情報データシート <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子データにより、監督員に提出する ・ 紙面により、監督員に提出する ◎ 図示による																																									
◎ 監督員事務所 (2.3.1)	◎ 設ける <ul style="list-style-type: none"> 規模 ・ () m²程度 仕上げ 監督員の指示による。 設備 ◎ 電灯 ◎ 給排水 ◎ 空調 ・ () 備品 ◎ 机 ◎ イス ・ 長靴 ・ かつば ・ 保安帽 ◎ 懐中電灯 ・ () ・ 設けない(但し、受注者事務所に打合せスペースを確保すること)																																									
◎ 工事用水、電力、その他 (2.2.4)	本工事に必要な工事用水、工事用電力(基本料金を含む)及び官公署等への諸手続、その他建築物引き渡しまでに要する費用は、全て受注者の負担とする。 構内既存の施設 <ul style="list-style-type: none"> 工事用水 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ◎ 利用できない 工事用電力 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ◎ 利用できない ・ 適宜に確保する 屋根面に設ける足場と装備機材の組合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途 ・ 図示 																																									
◎ 足場その他 (2.2.4)	屋根面に設ける足場と装備機材の組合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途 ・ 図示 																																									
◎ 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	材料及び工法 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 標仕(表3.2.1)による 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 C種の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ (発生場所) ・ (連絡先) ・ (運搬 ・ 発生原因者側 ・ 本工事) ・ 材料 () 工法 () 鋼矢板等の抜き後 ・ 砂で充填 ・																																									
◎ 建設発生土の処理 (3.2.5)	・ 構内指示の場所にたい積																																									
◎ 山留の撤去 (3.3.3)	◎ 構外搬出適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構外指示の場所に搬出 受け入れ場所 () 搬出距離 (km) 上記に示す指示等の実施にあたっては、監督員と協議のうえ決定する。 																																									

④ 地盤調査の結果	調査位置、柱状図、地層構成、地下水位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による () ・ () ◎ 支持地盤 (3.2.1)(4.2.4)(4.3.4、5)(4.4.4)(4.5.5、6) <ul style="list-style-type: none"> ・ 杭基礎 ・ 支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む) ・ 図示による () ・ () ◎ 直接基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む) ◎ 図示による () ・ () 長期設計支持力度 <ul style="list-style-type: none"> ◎ (114.0) kN/m² ・ () 試験掘(根切り底)による支持地盤の確認 (3.2.1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 行う 位置等は図示による () ◎ 行わない 地盤の載荷試験 (4.2.4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 行う 試験の位置、方法等は図示による () ◎ 行わない 建築工事特記仕様書(その7)															
◎ 杭地業等 (4.6.2)	材料 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生クワック ・ 切込砂利及び切込砕石 厚さ及び使用範囲 (4.6.3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さ</th> <th>使用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 60</td> <td>基礎スラブ下、基礎梁上、土間コンクリート下、土に接するスラブ下</td> </tr> <tr> <td>・ 図示</td> <td>(基礎土間下)</td> </tr> </tbody> </table>	厚さ	使用範囲	・ 60	基礎スラブ下、基礎梁上、土間コンクリート下、土に接するスラブ下	・ 図示	(基礎土間下)									
厚さ	使用範囲															
・ 60	基礎スラブ下、基礎梁上、土間コンクリート下、土に接するスラブ下															
・ 図示	(基礎土間下)															
◎ 砂利地業 (6.3.1)	コンクリートの仕様 (4.6.4)(6.14.1~3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 無筋コンクリートによる ・ FC18 SL15 セメントの種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉セメントB種 ・ () 厚さ及び使用範囲 (4.6.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さ</th> <th>使用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 50</td> <td>基礎スラブ下、基礎梁上、土に接するスラブ下</td> </tr> <tr> <td>・ 30</td> <td>(基礎土間下)</td> </tr> <tr> <td>設計基準強度</td> <td>・ 18N/mm² ・ ()</td> </tr> <tr> <td>スラブ</td> <td>・ 15cm ・ 18cm ・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	厚さ	使用範囲	・ 50	基礎スラブ下、基礎梁上、土に接するスラブ下	・ 30	(基礎土間下)	設計基準強度	・ 18N/mm ² ・ ()	スラブ	・ 15cm ・ 18cm ・ ()					
厚さ	使用範囲															
・ 50	基礎スラブ下、基礎梁上、土に接するスラブ下															
・ 30	(基礎土間下)															
設計基準強度	・ 18N/mm ² ・ ()															
スラブ	・ 15cm ・ 18cm ・ ()															
◎ 床下防湿層 (4.6.2、5)	施工範囲 ◎ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ベッド下を除く) <ul style="list-style-type: none"> ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下 ・ () 材料 ◎ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 ・ ()															
◎ 建設汚泥の処分	・ 中間処分施設へ搬入、処理 ・ 構内中間処理、埋戻し ・ 管理型処分施設へ搬入															
⑤ 鉄筋の種類 (5.2.1)(表5.2.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び名(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ SD295</td> <td>◎ D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td>◎ D19以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び名(mm)	備考	・ SD295	◎ D16以下		・ SD345	◎ D19以上							
種類の記号	呼び名(mm)	備考														
・ SD295	◎ D16以下															
・ SD345	◎ D19以上															
◎ 鉄筋の継手 (5.3.4)(5.5.2、3)	継手方法等 (5.3.4)(5.5.2、3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>柱、梁の主筋</th> <th>耐力壁の鉄筋</th> <th>その他の鉄筋(土間層)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ガス圧接</td> <td>・ 機械式継手</td> <td>・ 溶接継手</td> </tr> <tr> <td>・ 重ね継手</td> <td>・ 重ね継手</td> <td>・ 重ね継手</td> </tr> </tbody> </table> 隣り合う継手の位置 <ul style="list-style-type: none"> 先組み工法等により、柱、梁の主筋の継手が同一箇所 ・ 設ける (・ 図示による ・) ・ 設けない 機械式定着工法 (5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用する 適用箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による () ・ () 種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 摩擦圧接接合 ・ 蝶合グラウト固定 ・ 嵌合グラウト固定 工法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関の評定等取得している工法とする 鉄筋のかぶり厚さ (5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所の最小かぶり厚さは下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>標仕(表5.3.6)の値に加える寸法(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱・梁・壁及び庇などの外気に接する</td> <td>◎ 10</td> </tr> <tr> <td>打ち放し面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 最小かぶり厚さは目地底から算出する。	柱、梁の主筋	耐力壁の鉄筋	その他の鉄筋(土間層)	・ ガス圧接	・ 機械式継手	・ 溶接継手	・ 重ね継手	・ 重ね継手	・ 重ね継手	施工場所	標仕(表5.3.6)の値に加える寸法(mm)	柱・梁・壁及び庇などの外気に接する	◎ 10	打ち放し面	
柱、梁の主筋	耐力壁の鉄筋	その他の鉄筋(土間層)														
・ ガス圧接	・ 機械式継手	・ 溶接継手														
・ 重ね継手	・ 重ね継手	・ 重ね継手														
施工場所	標仕(表5.3.6)の値に加える寸法(mm)															
柱・梁・壁及び庇などの外気に接する	◎ 10															
打ち放し面																
◎ 各部配筋 (5.3.7)	◎ 図示による(各部配筋詳細図)															
◎ 圧接完了後の試験 (5.4.10)	抜取試験 ・ 超音波探傷試験 ・ 引張試験															
◎ 機械式継手 (5.5.3)	使用箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による () ・ () 性能(H12建物第1463号に適合するもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ A級 種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ ねじ式鉄筋継手 充填方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無機グラウト方式 ・ 有機グラウト方式 ・ 端部ねじ加工継手 ・ モルタル充填式継手 鉄筋相互のあき <ul style="list-style-type: none"> ・ 評定等の評価内容による ・ 図示による () 施工完了後の継手部の試験 (5.5.5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観試験 試験項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評定等の評価内容による ・ () 試験方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評定等の評価内容による ・ () 超音波測定試験 <ul style="list-style-type: none"> 試験対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全数 ・ () 不良となった継手の修正方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による 															

宮崎県建築工事特記仕様書 宮崎県県土整備部営繕課 令和5年4月版	建築士事務所名 株式会社 那須設計 一級建築士事務所 宮崎県知事登録 L-65 号 一級建築士登録 第 298693 号	工事名称 青島学園地域小規模児童養護施設新築工事 図面名称 建築工事特記仕様書 (その1)	検図 A-01	図面番号 A-01
--	--	--	----------------	------------------

Table with 2 columns: Item (e.g., コンクリートの種類, セメントの種類) and Specification (e.g., (6.2.1) コンクリートの使用骨材による種類, (6.3.1) 普通ポルトランドセメント).

Table with 2 columns: Item (e.g., 鉄骨の製作工場, アンカーボルト) and Specification (e.g., (7.1.3) 製作工場の加工能力, (7.2.4) 構造用アンカーボルトの種類).

Table with 2 columns: Item (e.g., ALCパネル, アスファルト防水) and Specification (e.g., (8.4.2~5) ALCパネルの区分等, (9.2.5) 屋根保護防水).

Table with 2 columns: Item (e.g., 防水工事, 塗膜防水) and Specification (e.g., (9.4.2~4) 防水層の種類, (9.5.3) 防水層の種類).

10 石 工 事	・ 割付け	石材の割付け ・ 図示	(10.1.3)
	・ 清掃	屋内の床を本磨きとする場合のワックスかけ ・ 行う (適用場所・すべて)	(10.1.5)
	・ 天然石張り	石の種類、表面仕上げ 施工箇所 石材の種類 等級 形状及び寸法(mm) 厚さ(mm) 表面仕上げの種類 ・ 床石 ・ 2等品 ・ 正方形に ・ 近い矩形 ・ 図示 ・ 粗磨き ・ 本磨き ○ 甲板 御影石 ・ 正方形に ・ 近い矩形 ○ 図示 ・ 粗磨き ・ 本磨き ジェットバーナーの場合のバフ仕上げ	(10.2.1)(表10.2.1、2)
	・ テラゾ張り	種石の種類 ○ 大理石 寸法による区分 ・ 300型 ・ 400型 表面仕上げ	(10.2.1)(表10.2.1、2)
	・ 取付け金物	・ 外壁湿式工法及び内壁空積工法 受金物の材質、形状及び寸法 乾式工法による金物の種類、形状、寸法等 ・ 図示 ・ 標仕(表10.2.4)による (方式: ・ ｽﾀｲﾌﾞ方式 ・ ｷｯｸ方式) あと施工アンカーの材質及び寸法	(10.2.2)(表10.2.3~4)
	・ その他の材料	外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質 ・ 樹脂被覆パイプ ｸｽﾞｽﾀｲﾌﾞ巻き 25~35φ	(10.2.3)
	・ 石張り工法	石材の厚さ ・ 図示による 外壁石張り 工法 ・ 外壁湿式工法 ・ 乾式工法 内壁石張り 工法 ・ 内壁空積工法 ・ 乾式工法	(10.3.2、3)(10.4.2、3)(10.5.2、3)(10.6.2、3)
	・ 石裏面処理	・ 行う (・ 小口共) (箇所) ・ 行わない	(10.3.2)(10.4.2)(10.5.2)(10.6.2~3)(10.7.2~3)
	・ 裏打ち処理	・ 行う ・ 次の箇所には行わない (箇所)	(10.3.2)(10.4.2)(10.5.2)(10.7.2)
	・ 目地等	・ 伸縮調整目地 位置 ・ 図示による ・ その他 ・ シーリング材の目地寸法 ・ 図示による ・ その他 ・ 屋外4m以上、屋内3~6m程度 ・ 外壁に適用する場合の建築基準法に基づく耐風圧に対応した工法 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した構法	(10.3.3)(10.4.3)(10.5.3)(10.6.2)(10.7.2)
11 タ イ ル 工 事	○ セメントモルタル によるタイル張り	タイルの形状、寸法等 施工 種類 寸法 吸水率による区分 うわくすり 役物 色 耐凍 耐滑 備考 箇所 mm I類 II類 III類 施軸 無軸 有無 標準 特注 有無 床 磁器 3 0 0 標準的な曲がり(小口、標準、二丁、屏風)の役物は一体成形とする 試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない 下地モルタル塗りのコンクリート素地面の処理 ・ MCR工法 壁タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良積上げ張り ・ 改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り	(11.2.2、3、7)
	○ 有機系接着剤 によるタイル張り	タイルの形状、寸法等 施工 種類 寸法 吸水率による区分 うわくすり 役物 色 耐凍 耐滑 備考 箇所 mm I類 II類 III類 施軸 無軸 有無 標準 特注 有無 標準的な曲がり(小口、標準、二丁、屏風)の役物は一体成形とする 試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない 下地調整塗料塗りをを行うコンクリート素地面の処理 ・ MCR工法 ・ 目直し工法(高圧水洗処理) 接着剤の揮発性放散量 ○ F☆☆☆☆ 目地のシーリング材 打鍵目地 ひび割れ誘発目地 伸縮調整目地 その他の目地	(11.3.2~4、7)
	○ 造作用単板積層材	・ 普通合板 施工箇所、厚さ、表板の樹種名、接着の程度、板面の品質、防虫等の処理 ・ 図示による ・ その他 ・ 構造用合板 施工箇所、厚さ、表板の樹種名、接着の程度、等級、板面の品質、防虫等の処理 ○ 図示による ・ その他 ・ パーティクルボード 施工箇所、厚さ、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分 ・ 図示による ・ その他 ・ 構造用パネル 施工箇所、厚さ、等級 ・ 図示による ・ その他	(12.2.1)
	○ 床張り用合板等	・ 防蟻・防蟻 施工箇所、厚さ、等級 ・ 図示による ・ その他 ・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.1)
	○ 防蟻・防蟻	・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.2)
	○ 防虫処理	・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.2)
	○ 造作用集材材	・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集材材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 1等 ○ 2等 ○ 1等 ○ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集材材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ○ 15%以下 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 1等 ○ 2等 ○ 1等 ○ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下	(12.2.1)
	○ 床張り用合板等	・ 普通合板 施工箇所、厚さ、表板の樹種名、接着の程度、板面の品質、防虫等の処理 ・ 図示による ・ その他 ・ 構造用合板 施工箇所、厚さ、表板の樹種名、接着の程度、等級、板面の品質、防虫等の処理 ○ 図示による ・ その他 ・ パーティクルボード 施工箇所、厚さ、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分 ・ 図示による ・ その他 ・ 構造用パネル 施工箇所、厚さ、等級 ・ 図示による ・ その他	(12.2.1)
	○ 防蟻・防蟻	・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.1)
	○ 防虫処理	・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.2)

12 木 工 事	○ 木材	・ JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用針葉樹製材 施工箇所 樹種 寸法mm 等級 形状 含水率 保存処理 材面の品質 土台 松 図示 柱 梁 杉 図示 垂木間柱 杉 図示 ・ JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用針葉樹製材 施工箇所 樹種 寸法mm 等級 形状 含水率 保存処理 材面の品質 見え掛り 杉 9 12 見え掛り 面 見え掛り 面以外 ・ 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 施工箇所 樹種 寸法mm 等級 形状 含水率 保存処理 材面の品質 ○ 1等 ○ 10%以下 ○ 1等 ・ JAS 1083 (製材) 以外の製材 施工箇所 樹種 寸法mm 造作用材の材質 防虫処理 含水率 (造作用材の場合) (・ A種 ・ B種) ・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集材材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 見付け材面の品質 ○ 1等 ○ 2等 ○ 1等 ○ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 ○ 1等 ○ 2等 ○ 1等 ○ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ○ 15%以下 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下	(12.1.1)(12.4.1)(12.5.1)(12.6.1)(12.7.1)
	○ 造作用集材材	・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集材材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 見付け材面の品質 ○ 1等 ○ 2等 ○ 1等 ○ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 ○ 1等 ○ 2等 ○ 1等 ○ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ○ 15%以下 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下 ・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材 施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法(mm) 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 ○ 15%以下	(12.2.1)
	○ 造作用単板積層材	・ 普通合板 施工箇所、厚さ、表板の樹種名、接着の程度、板面の品質、防虫等の処理 ・ 図示による ・ その他 ・ 構造用合板 施工箇所、厚さ、表板の樹種名、接着の程度、等級、板面の品質、防虫等の処理 ○ 図示による ・ その他 ・ パーティクルボード 施工箇所、厚さ、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分 ・ 図示による ・ その他 ・ 構造用パネル 施工箇所、厚さ、等級 ・ 図示による ・ その他	(12.2.1)
	○ 床張り用合板等	・ 防蟻・防蟻 施工箇所、厚さ、等級 ・ 図示による ・ その他 ・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.1)
	○ 防蟻・防蟻	・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.1)
	○ 防虫処理	・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.2)
	○ 防蟻・防蟻	・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.1)
	○ 防虫処理	・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.2)
	○ 防蟻・防蟻	・ 防蟻・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位 ・ 薬剤の加圧注入による防蟻 ・ 防蟻処理 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 処理の方法 ○ 標仕12.3.1(f)(b) ・ 薬剤の種類 ・ JIS K 1571に適合又は同等品 ・ 薬剤の接着剤への混入による 防蟻・防蟻処理 適用部位 ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位 ・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.1)
	○ 防虫処理	・ 木材処理(防虫) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 処理方法: ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。	(12.3.2)

13 屋 根 及 び と い 工 事	○ 長尺金属板葺	施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 屋根 ○ JIS G 3322の屋根用コイル (GGLCCR-20-AZ150) 下葺材料 ・ アスファルトルーフィング 940 ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材 (一般タイプ ・ 複層材タイプ) ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 雪止め ・ 設置する (図示) 形式 ・ 重ね形 ・ はせ絡め形 ・ かん合形 形状(mm) 山高 山ピッチ 板厚(0.6・0.8) 耐力による区分 材料(規格等) ・ 塗装溶融55%アルミニウム ・ 亜鉛合金めっき鋼帯 (CGLCCR-20-AZ150) 軒先面戸板 ○ 有り ・ 無し 断熱材 ○ 有り (種別: 厚さ(mm): 無し 耐火性能 ○ 30分耐火 ・ 無し JIS G 3302以外のタイトフレームの表面処理 (標仕(表14.2.2)による ・ E種 ・ F種 折半のりば納め ・ けらば包みによる方法 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 種類 産地等 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 材種 ・ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ○ カラーVP) 掃除口 ・ 無し ・ 有り 部位等 ・ 受金物 ・ ステンレス製 ・ 標仕(表13.5.2)による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 取付け間隔 ・ 標仕(表13.5.2)による 引抜き耐力の確認試験 設計用引張強度 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ その他 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ○ V70イ(HL)程度 ・ No.2B程度 ・ 鏡面仕上げ程度 ・ () 種別 色合い等 施工箇所(成形板、笠木、建具以外) 備考 ・ 標準色 ・ 特注色 ・ () ・ () 陽極酸化皮膜の着色方法 ○ 二次電解着色 ・ 三次電解着色 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(13.2.2、3)
	○ 折板葺	形式 ・ 重ね形 ・ はせ絡め形 ・ かん合形 形状(mm) 山高 山ピッチ 板厚(0.6・0.8) 耐力による区分 材料(規格等) ・ 塗装溶融55%アルミニウム ・ 亜鉛合金めっき鋼帯 (CGLCCR-20-AZ150) 軒先面戸板 ○ 有り ・ 無し 断熱材 ○ 有り (種別: 厚さ(mm): 無し 耐火性能 ○ 30分耐火 ・ 無し JIS G 3302以外のタイトフレームの表面処理 (標仕(表14.2.2)による ・ E種 ・ F種 折半のりば納め ・ けらば包みによる方法 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 種類 産地等 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 材種 ・ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ○ カラーVP) 掃除口 ・ 無し ・ 有り 部位等 ・ 受金物 ・ ステンレス製 ・ 標仕(表13.5.2)による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 取付け間隔 ・ 標仕(表13.5.2)による 引抜き耐力の確認試験 設計用引張強度 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ その他 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ○ V70イ(HL)程度 ・ No.2B程度 ・ 鏡面仕上げ程度 ・ () 種別 色合い等 施工箇所(成形板、笠木、建具以外) 備考 ・ 標準色 ・ 特注色 ・ () ・ () 陽極酸化皮膜の着色方法 ○ 二次電解着色 ・ 三次電解着色 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(13.2.2、3)
	○ 粘土瓦葺	種類 産地等 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 材種 ・ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ○ カラーVP) 掃除口 ・ 無し ・ 有り 部位等 ・ 受金物 ・ ステンレス製 ・ 標仕(表13.5.2)による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 取付け間隔 ・ 標仕(表13.5.2)による 引抜き耐力の確認試験 設計用引張強度 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ その他 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ○ V70イ(HL)程度 ・ No.2B程度 ・ 鏡面仕上げ程度 ・ () 種別 色合い等 施工箇所(成形板、笠木、建具以外) 備考 ・ 標準色 ・ 特注色 ・ () ・ () 陽極酸化皮膜の着色方法 ○ 二次電解着色 ・ 三次電解着色 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(13.4.2)
	○ とい	種類 産地等 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 材種 ・ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ○ カラーVP) 掃除口 ・ 無し ・ 有り 部位等 ・ 受金物 ・ ステンレス製 ・ 標仕(表13.5.2)による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 取付け間隔 ・ 標仕(表13.5.2)による 引抜き耐力の確認試験 設計用引張強度 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ その他 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ○ V70イ(HL)程度 ・ No.2B程度 ・ 鏡面仕上げ程度 ・ () 種別 色合い等 施工箇所(成形板、笠木、建具以外) 備考 ・ 標準色 ・ 特注色 ・ () ・ () 陽極酸化皮膜の着色方法 ○ 二次電解着色 ・ 三次電解着色 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(13.5.2、3)(表13.5.4)
	○ アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	種類 産地等 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 材種 ・ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ○ カラーVP) 掃除口 ・ 無し ・ 有り 部位等 ・ 受金物 ・ ステンレス製 ・ 標仕(表13.5.2)による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 取付け間隔 ・ 標仕(表13.5.2)による 引抜き耐力の確認試験 設計用引張強度 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ その他 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ○ V70イ(HL)程度 ・ No.2B程度 ・ 鏡面仕上げ程度 ・ () 種別 色合い等 施工箇所(成形板、笠木、建具以外) 備考 ・ 標準色 ・ 特注色 ・ () ・ () 陽極酸化皮膜の着色方法 ○ 二次電解着色 ・ 三次電解着色 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(14.2.1)(表14.2.1)
	○ 鉄鋼の亜鉛めっき	種類 産地等 ・ 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 材種 ・ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ○ カラーVP) 掃除口 ・ 無し ・ 有り 部位等 ・ 受金物 ・ ステンレス製 ・ 標仕(表13.5.2)による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 取付け間隔 ・ 標仕(表13.5.2)による 引抜き耐力の確認試験 設計用引張強度 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ その他 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ○ V70イ(HL)程度 ・ No.2B程度 ・ 鏡面仕上げ程度 ・ () 種別 色合い等 施工箇所(成形板、笠木、建具以外) 備考 ・ 標準色 ・ 特注色 ・ () ・ () 陽極酸化皮膜の着色方法 ○ 二次電解着色 ・ 三次電解着色 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、タラップ以外) 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき 野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(14.2.3)(表14.2.2)
	○ 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ・ 図示 ・ その他 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ○ 図示 ・ その他 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 天井下地材における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所 補強方法 スカド、ラナーの種類 ○ 標仕(表14.5.1)によるスカドの高さによる区分に応じた種類 ○ 図示 スカドの高さが5mを超える場合 ○ 図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ○ 標仕(表14.5.4)(5)による 種別 製法 形状 板幅 厚さ 表面処理 種別 色合い等 ○ アルミニウム ○ 押出し ・ ローラー ・ プレス ○ 777 ・ ローラー ・ 目地有 ・ 目地無 ・ 凹凸 伸縮調整継手 ○ 設けない ・ 設ける(施工箇所は図示)	(14.2.3)(表14.2.2)
	○ 軽量鉄骨壁下地	野縁等の種類 屋外 (○ 25形 ・ 19形) 屋内 (○ 19形 ・ 25形) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 900程度 ・ () 野縁の端からの間隔 ・ 図示 ・ 300程度 ・ () 野縁の間隔 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強	

19	内装工事	<p>・ 下地の工法 (19.2.3)</p> <p>・ ビニールシート張り (19.2.2、3)</p> <p>・ ビニールクロス張り (19.2.2)</p> <p>・ ゴム床タイル張り (19.2.2)</p> <p>・ カーペット敷き (19.2.3~4)(表19.3.2)</p> <p>・ 合成樹脂塗床 (19.4.2、3)(表19.4.4~8)</p> <p>○ フローリング張り (19.5.2~6)(表19.5.1~5)</p> <p>・ 畳敷き (19.6.2)(表19.6.1)</p> <p>○ せっこうボードその他ボード及び合板張り (19.7.2、3)(表19.7.1)</p> <p>○ 壁紙張り (19.8.2、3)</p> <p>○ 断熱材 (19.9.2、3)</p> <p>・ 浴室天井材</p>
	<p>・ 下地の工法 (19.2.3)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ 種類の記号、色柄、厚さ等 ○ 図示による ・ その他 ()</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 種類の記号、色柄、厚さ等 ○ 図示による ・ その他 ()</p> <p>特殊機能 ・ 帯電防止 ・ 防汚性 ・ 耐薬品性</p> <p>帯電防止 ・ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上~3.2未満又は体積電気抵抗値(JIA A 1454)1×10の7乗~1×10の10乗Ω程度</p>	
	<p>・ 種類の記号、色柄、厚さ等 ○ 図示による ・ その他 ()</p> <p>特殊機能 ・ 帯電防止 ・ 防汚性 ・ 視覚障害者用</p> <p>帯電防止 ・ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上~3.2未満又は体積電気抵抗値(JIA A 1454)1×10の7乗~1×10の10乗Ω程度</p>	
	<p>・ 種類の記号、色柄、厚さ等 ○ 図示による ・ その他 ()</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ バイル形状、種別等 ○ 図示による ・ その他 ()</p> <p>見切り、押え金物</p> <p>材質、形状等 ○ 図示による ・ その他 ()</p>	
	<p>エポキシ樹脂系塗床の工法及び仕上げの種類</p> <p>・ 薄膜流し展べ工法 (・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ)</p> <p>・ 厚膜流し展べ工法 (・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ)</p> <p>・ 樹脂モルタル工法 (・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ)</p>	
	<p>単層フローリング ・ フローリングボード1等 ・ フローリングボード2等 ・ 複合フローリング</p> <p>○ 天然木化粧複合フローリング</p> <p>フローリング張りの工法 ・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法</p> <p>モザイクパーケットの樹種、厚さ及び大きさ</p> <p>○ 図示による</p> <p>フローリングボードの特殊張り</p> <p>・ 体育館等の床(詳細は図示)</p>	
	<p>種別</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種 ○ D種 (KT-)</p> <p>衝撃緩和型量 (量表: ・ C1 ・ C2)</p>	

20	ユニット及びその他工事	<p>・ 移動間仕切 (20.2.4)</p> <p>・ トイレブース (20.2.5)</p> <p>○ 手すり (20.2.6)</p> <p>・ 階段滑り止め (20.2.7)</p> <p>・ 表示 (20.2.11)</p> <p>・ ブラインド (20.2.14)</p> <p>・ ロールスクリーン (20.2.13)</p> <p>・ カーテン (20.2.14)(表20.2.1)</p> <p>・ ブラインドボックス及びカーテンボックス</p> <p>・ 耐震スリット</p> <p>・ 打継止水板</p> <p>○ 点検口</p> <p>・ 鋼製欄</p>
	<p>・ 移動間仕切 (20.2.4)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ トイレブース (20.2.5)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>○ 手すり (20.2.6)</p> <p>・ 形式 径 材種 仕上</p> <p>・ 1段 ・ 35φ ・ 45φ ・ 材 ・ CL</p> <p>・ 2段 ・ 35φ ・ 材</p>	
	<p>・ 既製手すり (樹脂製)</p> <p>形式 径 プラケット 備考</p> <p>・ O型(1段) ・ 40φ ・ 7&#246;合金製 (心材共) 指づめ防止材共</p> <p>・ O型(2段) ・ 34φ ・ 材</p>	
	<p>材質 ・ スチール製 ・ 黄銅製押出型材 ・ 7&#246;ニ&#246;製押出型材</p> <p>形状 ・ タイプ(4代)の材質: ゴム又は合成樹脂等) ・ タイプ&#246;型</p> <p>端部の形状 ・ フラット端あり ・ フラット端なし</p> <p>寸法(幅) ○ 35mm程度 ・ 40mm程度 ・ 50mm程度 ・ ()</p> <p>取付工法 ○ 接着工法 ・ 埋込工法</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。また、市販品以外は、共通詳細図による。</p> <p>衝突防止表示 ○ 適用する (○ 市販品 ・ 図示) ・ 適用しない</p> <p>案内板等 案内用記号は、JIS Z 8210による。 ・ 適用しない</p> <p>法令に基づく表示 ○ 適用する(市販品) ・ 適用しない</p>	
	<p>室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号は、JIS Z 8210による)</p> <p>・ 図示による</p>	
	<p>○ 横型 ・ 縦型</p> <p>スラット材種 ・ アルミスラット ・ クロススラット</p> <p>幅 ・ 80 ・ 100 ・ ()</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p> <p>操作方式 ・ スプリング式 ・ コード式 ・ 電動式</p> <p>幅 ・ 高さ</p> <p>材質 ・ ガラス繊維製 ・ 合成 ・ 天然繊維製 ・ 木製</p> <p>品質等</p> <p>その他の材料 ○ 製造所の仕様による</p> <p>スリットの仕様 消防法で定める防火性能の表示があるもの</p>	

宮崎県建築工事特記仕様書	宮崎県県土整備部宮繕課	令和5年4月版
--------------	-------------	---------

20	排水工事	<p>・ 屋外雨水排水 (21.2.1、2)(表21.2.1、2)</p> <p>・ 排水鉄管 (21.2.1)</p> <p>○ グレーチング (21.2.1)</p> <p>・ 打継止水板</p> <p>○ 点検口</p> <p>・ 鋼製欄</p>
	<p>・ 屋外雨水排水 (21.2.1、2)(表21.2.1、2)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ 排水鉄管 (21.2.1)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>○ グレーチング (21.2.1)</p> <p>・ 形状及び寸法等</p> <p>種類</p> <p>・ 水封形 ・ 密閉形(フ&#246;・ハ&#246;ン式) ・ T-2 ・ T-6</p> <p>・ 簡易気密型(パ&#246;式) ・ 中ふた付密閉形 ・ T-20</p> <p>鍵の設置 ・ 有 ・ 無</p>	
	<p>形状及び寸法等</p> <p>種類</p> <p>・ 鋼製 受枠</p> <p>・ ステンレス製</p> <p>○ 有り ・ 無し</p> <p>ポルト固定 ・ U字溝</p> <p>○ 無し</p> <p>・ 有り</p>	
	<p>天井点検口</p> <p>材質 ○ アルミニウム製 (○ 鋼線タイプ ・ 目地タイプ) ・ ()</p>	
	<p>床点検口</p> <p>材質 ○ アルミニウム製 (受枠 ・ 鋼線タイプ ・ 目地タイプ) ・ ()</p>	
	<p>種別</p> <p>規格等</p> <p>耐荷重による種類</p> <p>・ 書架 JIS S 1039の規格による 水平荷重1又は水平荷重II</p> <p>・ 物品棚 JIS S 1040の規格による ○ 1種 ・ 2種 ・ 3種</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p> <p>方向 タイプ</p> <p>耐火性能 防水性能</p> <p>備考</p> <p>・ 垂直方向 ○ 完全(全貫通型) ・ 耐火型 ・ 有り</p> <p>・ 水平方向 ・ () ・ 非耐火型 ・ 無し</p>	
	<p>目地</p> <p>目地</p> <p>内壁(幅×深さ)</p> <p>外壁(幅×深さ)</p> <p>目地材 ・ シーリング材(見え掛かりのみ) ・ シーリング材(見え掛かりのみ)</p> <p>・ シーリング材(内外とも)</p> <p>目地寸法(mm) ○ 20×10 ・ () ○ 20×10 ・ ()</p>	

20	ユニット及びその他工事	<p>・ 移動間仕切 (20.2.4)</p> <p>・ トイレブース (20.2.5)</p> <p>○ 手すり (20.2.6)</p> <p>・ 階段滑り止め (20.2.7)</p> <p>・ 表示 (20.2.11)</p> <p>・ ブラインド (20.2.14)</p> <p>・ ロールスクリーン (20.2.13)</p> <p>・ カーテン (20.2.14)(表20.2.1)</p> <p>・ ブラインドボックス及びカーテンボックス</p> <p>・ 耐震スリット</p> <p>・ 打継止水板</p> <p>○ 点検口</p> <p>・ 鋼製欄</p>
	<p>・ 移動間仕切 (20.2.4)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ トイレブース (20.2.5)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>○ 手すり (20.2.6)</p> <p>・ 形式 径 材種 仕上</p> <p>・ 1段 ・ 35φ ・ 45φ ・ 材 ・ CL</p> <p>・ 2段 ・ 35φ ・ 材</p>	
	<p>・ 既製手すり (樹脂製)</p> <p>形式 径 プラケット 備考</p> <p>・ O型(1段) ・ 40φ ・ 7&#246;合金製 (心材共) 指づめ防止材共</p> <p>・ O型(2段) ・ 34φ ・ 材</p>	
	<p>材質 ・ スチール製 ・ 黄銅製押出型材 ・ 7&#246;ニ&#246;製押出型材</p> <p>形状 ・ タイプ(4代)の材質: ゴム又は合成樹脂等) ・ タイプ&#246;型</p> <p>端部の形状 ・ フラット端あり ・ フラット端なし</p> <p>寸法(幅) ○ 35mm程度 ・ 40mm程度 ・ 50mm程度 ・ ()</p> <p>取付工法 ○ 接着工法 ・ 埋込工法</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。また、市販品以外は、共通詳細図による。</p> <p>衝突防止表示 ○ 適用する (○ 市販品 ・ 図示) ・ 適用しない</p> <p>案内板等 案内用記号は、JIS Z 8210による。 ・ 適用しない</p> <p>法令に基づく表示 ○ 適用する(市販品) ・ 適用しない</p>	
	<p>室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号は、JIS Z 8210による)</p> <p>・ 図示による</p>	
	<p>○ 横型 ・ 縦型</p> <p>スラット材種 ・ アルミスラット ・ クロススラット</p> <p>幅 ・ 80 ・ 100 ・ ()</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p> <p>操作方式 ・ スプリング式 ・ コード式 ・ 電動式</p> <p>幅 ・ 高さ</p> <p>材質 ・ ガラス繊維製 ・ 合成 ・ 天然繊維製 ・ 木製</p> <p>品質等</p> <p>その他の材料 ○ 製造所の仕様による</p> <p>スリットの仕様 消防法で定める防火性能の表示があるもの</p>	

宮崎県建築工事特記仕様書	宮崎県知事登録	L-65	号	一級建築士登録	第	298693	号
--------------	---------	------	---	---------	---	--------	---

20	電気工事	<p>・ 配線工事 (21.1.1)</p> <p>・ 照明器具 (21.1.2)</p> <p>・ 電線管工事 (21.1.3)</p> <p>・ 電線槽工事 (21.1.4)</p> <p>・ 電線被覆工事 (21.1.5)</p> <p>・ 電線架設工事 (21.1.6)</p> <p>・ 電線敷設工事 (21.1.7)</p> <p>・ 電線保護工事 (21.1.8)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.9)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.10)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.11)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.12)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.13)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.14)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.15)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.16)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.17)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.18)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.19)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.20)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.21)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.22)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.23)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.24)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.25)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.26)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.27)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.28)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.29)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.30)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.31)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.32)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.33)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.34)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.35)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.36)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.37)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.38)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.39)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.40)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.41)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.42)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.43)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.44)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.45)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.46)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.47)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.48)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.49)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.50)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.51)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.52)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.53)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.54)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.55)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.56)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.57)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.58)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.59)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.60)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.61)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.62)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.63)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.64)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.65)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.66)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.67)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.68)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.69)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.70)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.71)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.72)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.73)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.74)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.75)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.76)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.77)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.78)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.79)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.80)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.81)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.82)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.83)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.84)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.85)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.86)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.87)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.88)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.89)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.90)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.91)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.92)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.93)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.94)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.95)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.96)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.97)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.98)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.99)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.100)</p>
	<p>・ 配線工事 (21.1.1)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ 照明器具 (21.1.2)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線管工事 (21.1.3)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線槽工事 (21.1.4)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線被覆工事 (21.1.5)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線架設工事 (21.1.6)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線敷設工事 (21.1.7)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線保護工事 (21.1.8)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線取付工事 (21.1.9)</p> <p>○ 図示による</p>	

20	電気工事	<p>・ 配線工事 (21.1.1)</p> <p>・ 照明器具 (21.1.2)</p> <p>・ 電線管工事 (21.1.3)</p> <p>・ 電線槽工事 (21.1.4)</p> <p>・ 電線被覆工事 (21.1.5)</p> <p>・ 電線架設工事 (21.1.6)</p> <p>・ 電線敷設工事 (21.1.7)</p> <p>・ 電線保護工事 (21.1.8)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.9)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.10)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.11)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.12)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.13)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.14)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.15)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.16)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.17)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.18)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.19)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.20)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.21)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.22)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.23)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.24)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.25)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.26)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.27)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.28)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.29)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.30)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.31)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.32)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.33)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.34)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.35)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.36)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.37)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.38)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.39)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.40)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.41)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.42)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.43)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.44)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.45)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.46)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.47)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.48)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.49)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.50)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.51)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.52)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.53)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.54)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.55)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.56)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.57)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.58)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.59)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.60)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.61)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.62)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.63)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.64)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.65)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.66)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.67)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.68)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.69)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.70)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.71)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.72)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.73)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.74)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.75)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.76)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.77)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.78)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.79)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.80)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.81)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.82)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.83)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.84)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.85)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.86)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.87)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.88)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.89)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.90)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.91)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.92)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.93)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.94)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.95)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.96)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.97)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.98)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.99)</p> <p>・ 電線取付工事 (21.1.100)</p>
	<p>・ 配線工事 (21.1.1)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ 照明器具 (21.1.2)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線管工事 (21.1.3)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線槽工事 (21.1.4)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線被覆工事 (21.1.5)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線架設工事 (21.1.6)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線敷設工事 (21.1.7)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線保護工事 (21.1.8)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ 電線取付工事 (21.1.9)</p> <p>○ 図示による</p>	

宮崎県建築工事特記仕様書	宮崎県知事登録	L-65	号	一級建築士登録	第	298693	号
--------------	---------	------	---	---------	---	--------	---

22	舗装工事	<p>・ 路床 (22.2.2、3、5)(表22.2.1)</p> <p>・ 路盤 (22.3.2、3、5)(表22.3.1)</p> <p>・ アスファルト舗装 (22.4.2~6)(表22.4.1)</p> <p>○ コンクリート舗装 (22.5.2~4、6)(表22.5.1、3)</p> <p>・ カラー舗装 (22.6.2~4)(表22.6.1)</p> <p>・ 透水性アスファルト舗装 (22.7.2、3、6)</p> <p>・ ブロック系舗装 (22.8.2、3)</p> <p>・ インターロッキングブロック舗装 (22.8.2、3)</p> <p>○ 砂利敷き (22.9.2)</p> <p>・ 路面標示用塗料</p>
	<p>・ 路床 (22.2.2、3、5)(表22.2.1)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ 路盤 (22.3.2、3、5)(表22.3.1)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ アスファルト舗装 (22.4.2~6)(表22.4.1)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>○ コンクリート舗装 (22.5.2~4、6)(表22.5.1、3)</p> <p>・ 形状及び寸法等</p> <p>種類</p> <p>・ 水封形 ・ 密閉形(フ&#246;・ハ&#246;ン式) ・ T-2 ・ T-6</p> <p>・ 簡易気密型(パ&#246;式) ・ 中ふた付密閉形 ・ T-20</p> <p>鍵の設置 ・ 有 ・ 無</p>	
	<p>形状及び寸法等</p> <p>種類</p> <p>・ 鋼製 受枠</p> <p>・ ステンレス製</p> <p>○ 有り ・ 無し</p> <p>ポルト固定 ・ U字溝</p> <p>○ 無し</p> <p>・ 有り</p>	
	<p>○ 図示</p> <p>(21.3.1、2)(表21.3.1)</p>	
	<p>種類、形状及び寸法等</p> <p>○ 図示</p> <p>地業の材料 ・ シルト ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂</p> <p>砂利地業に用いる材料 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利又は切込砕石</p> <p>砂利地業の厚さ ○ 100 ・ 図示</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p>	

22	舗装工事	<p>・ 路床 (22.2.2、3、5)(表22.2.1)</p> <p>・ 路盤 (22.3.2、3、5)(表22.3.1)</p> <p>・ アスファルト舗装 (22.4.2~6)(表22.4.1)</p> <p>○ コンクリート舗装 (22.5.2~4、6)(表22.5.1、3)</p> <p>・ カラー舗装 (22.6.2~4)(表22.6.1)</p> <p>・ 透水性アスファルト舗装 (22.7.2、3、6)</p> <p>・ ブロック系舗装 (22.8.2、3)</p> <p>・ インターロッキングブロック舗装 (22.8.2、3)</p> <p>○ 砂利敷き (22.9.2)</p> <p>・ 路面標示用塗料</p>
	<p>・ 路床 (22.2.2、3、5)(表22.2.1)</p> <p>○ 図示</p>	
	<p>・ 路盤 (22.3.2、3、5)(表22.3.1)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>・ アスファルト舗装 (22.4.2~6)(表22.4.1)</p> <p>○ 図示による</p>	
	<p>○ コンクリート舗装 (22.5.2~4、6)(表22.5.1、3)</p> <p>・ 形状及び寸法等</p> <p>種類</p> <p>・ 水封形 ・ 密閉形(フ&#246;・ハ&#246;ン式) ・ T-2 ・ T-6</p> <p>・ 簡易気密型(パ&#246;式) ・ 中ふた付密閉形 ・ T-20</p> <p>鍵の設置 ・ 有 ・ 無</p>	
	<p>形状及び寸法等</p> <p>種類</p> <p>・ 鋼製 受枠</p> <p>・ ステンレス製</p> <p>○ 有り ・ 無し</p> <p>ポルト固定 ・ U字溝</p> <p>○ 無し</p> <p>・ 有り</p>	
	<p>○ 図示</p> <p>(21.3.1、2)(表21.3.1)</p>	
	<p>種類、形状及び寸法等</p> <p>○ 図示</p> <p>地業の材料 ・ シルト ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂</p> <p>砂利地業に用いる材料 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利又は切込砕石</p> <p>砂利地業の厚さ ○ 100 ・ 図示</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p>	
	<p>性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。</p>	

宮崎県建築工事特記仕様書	宮崎県知事登録	L-65	号	一級建築士登録	第	298693	号
--------------	---------	------	---	---------	---	--------	---

宮崎県建築工事特記仕様書	宮崎県知事登録	L-65	号	一級建築士登録	第	298693	号
--------------	---------	------	---	---------	---	--------	---

<p>23 植栽工事及び屋上緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽地の確認等 (23.1.3) <ul style="list-style-type: none"> 土壌の水素イオン濃度指数(pH)試験 ・ 行う ・ 行わない 電気伝導度(EC)の試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 植栽基盤の整備 (23.2.2、4) <p>植栽基盤整備 ・ 適用する ・ 適用しない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽</th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ(cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・ 樹木</td> <td>○ A種</td> <td>樹高12m以上</td> <td rowspan="2">・ 葉張り部分</td> <td rowspan="2">・ 適用する</td> </tr> <tr> <td>・ B種</td> <td>(○ 100 ・ 120 ・ 150)</td> <td rowspan="2">・ 植栽部分</td> </tr> <tr> <td>・ C種</td> <td>樹高7m以上12m未満</td> <td rowspan="2">・ 図示</td> <td rowspan="2">・ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>・ D種</td> <td>(○ 80 ・ 100)</td> <td rowspan="2">・ 図示</td> </tr> <tr> <td>・ 樹高3m以上7m未満</td> <td>(○ 60 ・ 80)</td> <td rowspan="2">・ 図示</td> <td rowspan="2">・ 適用する</td> </tr> <tr> <td>・ 樹高3m未満</td> <td>(○ 50 ・ 60)</td> <td rowspan="2">・ 図示</td> <td rowspan="2">・ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>・ 芝、地被類</td> <td>○ B種</td> <td>○ 20</td> <td>・ 植栽範囲</td> <td>・ 適用する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 図示</td> <td>・ 適用しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、現状地盤より高さが上がる場合はD種とする</p> <p>植栽基盤の排水設備 ・ 設ける (○ 図示) ・ 設けない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋込み用土 (23.2.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 客土 ・ 現場発生土の良質土 ・ 土壌改良材 (23.2.3) <ul style="list-style-type: none"> ○ 図示による ・ 樹木 (23.3.2) <ul style="list-style-type: none"> 樹種、寸法、株立数等 ○ 図示による ・ 支柱 (23.3.2、3) <ul style="list-style-type: none"> 支柱材 ○ 丸太 ・ 真竹 防腐処理方法 ○ 加圧式防腐処理丸太材 ・ 幹巻き用材料 (23.3.2) <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹巻き用テープ ・ わら及びこも ・ 芝 (23.4.2、3) <ul style="list-style-type: none"> 種類 ○ コウライシバ ・ ノシバ 芝張りの工法 平地 ○ 目地張り ・ べた張り 法面 ・ 目地張り ○ べた張り ・ 吹付けは種 (23.4.2) <ul style="list-style-type: none"> 種子の種類 ○ 洋芝類(採取後2年以内) 発芽率 ○ 80%以上 ・ 種子の量 g/m2 ・ 地被類 (23.4.2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>コンテナ径</th> <th>単位面積当たりのコンテナ数</th> <th>芽立数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ 屋上緑化 (23.5.2、3) <p>植栽基盤及び材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上緑化システム <ul style="list-style-type: none"> 土壌層の厚さ ・ 図示 排水層 ・ 軽量骨材(層の厚さ:) 埋込み用土 ○ 改良土 樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ○ 図示 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ○ 図示 ・ 板状成形品 ・ 人工軽量土 ・ 枯補償 (23.3.4) <p>新植樹木の枯補償</p> <p>補償期間 ○ 引渡しの日から1年 ・ その他()</p> <p>移植樹木の枯損処置 (23.3.6)</p> <p>樹木等の伐採伐根及び移植の方法は図示による</p> <p>移植樹木の枯損処置期間</p> <p>○ 引渡しの日から1年 ・ その他()</p> <p>芝及び地被類の枯補償 (23.4.7)</p> <p>補償期間 ○ 引渡しの日から1年 ・ その他()</p> 	植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材	・ 樹木	○ A種	樹高12m以上	・ 葉張り部分	・ 適用する	・ B種	(○ 100 ・ 120 ・ 150)	・ 植栽部分	・ C種	樹高7m以上12m未満	・ 図示	・ 適用しない	・ D種	(○ 80 ・ 100)	・ 図示	・ 樹高3m以上7m未満	(○ 60 ・ 80)	・ 図示	・ 適用する	・ 樹高3m未満	(○ 50 ・ 60)	・ 図示	・ 適用しない	・ 芝、地被類	○ B種	○ 20	・ 植栽範囲	・ 適用する				・ 図示	・ 適用しない	樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数	・				・				<p>24 昇降機設備工事</p> <p>昇降機設備工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築物標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」の第9編昇降機設備工事による。</p> <p>25 その他特記事項</p>	<p>25 その他特記事項(続き)</p>	<p>25 その他特記事項(続き)</p>
植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材																																																	
・ 樹木	○ A種	樹高12m以上	・ 葉張り部分	・ 適用する																																																	
	・ B種	(○ 100 ・ 120 ・ 150)			・ 植栽部分																																																
	・ C種	樹高7m以上12m未満	・ 図示	・ 適用しない																																																	
	・ D種	(○ 80 ・ 100)			・ 図示																																																
・ 樹高3m以上7m未満	(○ 60 ・ 80)	・ 図示	・ 適用する																																																		
・ 樹高3m未満	(○ 50 ・ 60)			・ 図示	・ 適用しない																																																
・ 芝、地被類	○ B種	○ 20	・ 植栽範囲			・ 適用する																																															
			・ 図示	・ 適用しない																																																	
樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数																																																		
・																																																					
・																																																					
<p>宮崎県建築工事特記仕様書</p> <p>宮崎県県土整備部営繕課 令和5年4月版</p>	<p>建築士事務所名 株式会社 那須設計</p> <p>一級建築士事務所 宮崎県知事登録 L-65 号 一級建築士登録 第 298693 号</p>	<p>工事名称 青島学園地域小規模児童養護施設新築工事</p> <p>図面名称 建築工事特記仕様書 (その6)</p>	<p>図面番号 A-06</p>																																																		

検図

4 地業工事	<p>4 既製コンクリート杭地業 (4.2.2)(4.3.1)(4.3.3)~(4.3.6)(4.3.8)</p> <p>種類 ・ 遠心力高強度プレストレスコンクリート杭(PHC杭) ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭) SC杭の鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK490 ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)</p> <p>試験掘 ・ 行う 孔径はオーガー径とする 位置及び長さは図示による() 試験掘の施工は試験杭の施工に先立ち行う ・ 行わない</p> <p>杭の種類、性能及び曲げ強度等による区分(種別)、寸法、継手の箇所数等 (4.2.2)(4.3.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリート強度 (N/mm²)</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>杭長 (m)</th> <th>継手数</th> <th>長期設計支持力 (kN/本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>試験杭の施工 試験杭の位置、本数 ○ 本杭の施工に先立ち行う ○ 最初の一本 ・ 図示による()</p> <p>杭先端部形状 ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉そく形 ・ ()</p> <p>施工方法 (4.3.4) ・ セメントミルク工法 アースオーガーの支持地盤への掘削深さ ・ 図示 杭の支持地盤への根入れ深さ ・ 図示 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 建込み時の杭の鉛直度 ・ 1/100以内</p> <p>・ 特定埋込杭工法 (4.3.5) ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力方式で $\alpha = 250$を採用できる工法 図示による() ・ 上記以外の特定埋込杭工法 認定番号 支持力係数 $\alpha \geq$ ()</p> <p>工法 ・ プレボーリング拡大根固め工法 ・ 中堀り拡大根固め工法</p> <p>杭周固定液 ・ 使用する ・ 使用しない</p> <p>杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 評定等の評価内容による ()</p> <p>杭の傾斜 ・ 評定等の評価内容による ()</p> <p>杭の支持層への根入れ深さ ・ 図示による() ・ 評定等の評価内容による</p> <p>杭継手工法 (4.3.2、6)(7.2.5) ・ アーク溶接継手 ・ 標仕4.3.6による 溶接材料 ・ 標仕7.2.5(1)(2)による ・ 図示による()</p> <p>・ 機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ○ 評定等を受けた工法 (図 () による) 検査 ○ 評定等により定められた項目 (図 () による) 施工 ○ 評定等をされた施工管理基準による (図 () による)</p> <p>杭頭の処理 (4.3.8) ・ 行う 処理方法(切断にともなう補強方法含む) ・ 図示による() ・ 行わない</p> <p>杭頭の中詰め材料 (4.3.8) ○ 基礎のコンクリートと同調合のもの</p>	種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	長期設計支持力 (kN/本)	試験杭						本杭						<p>4 鋼杭地業</p> <p>種類 ・ SKK400 ・ SKK490 (4.2.2)(4.4.3)~(4.4.6)</p> <p>杭の種類、寸法、継手等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>板厚 (mm)</th> <th>杭長 (m)</th> <th>継手数</th> <th>長期設計支持力 (kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>試験杭の施工 試験杭の位置、本数 ○ 本杭の施工に先立ち行う ○ 最初の一本 ・ 図示による()</p> <p>施工方法 (4.4.1)(4.3.5) ・ 特定埋込杭工法 (4.3.5) ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力方式で $\alpha = 250$を採用できる工法 図示による() ・ 上記以外の特定埋込杭工法 認定番号 支持力係数 $\alpha \geq$ ()</p> <p>工法 ・ 中堀り拡大根固め工法 杭の支持地盤への根入れ長さ ・ 評定等の評価内容による () 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 評定等の評価内容による 建込み時の杭の鉛直度 ・ 評定等の評価内容による</p> <p>杭の現場継手 (4.4.5) ・ アーク溶接継手 形状 ・ JIS A 5525による () 溶接材料 ・ 標仕7.2.5(1)(2)による ・ 図示による()</p> <p>・ 機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ○ 評定等を受けた工法 (図 () による) 検査 ○ 評定等により定められた項目 (図 () による) 施工 ○ 評定等をされた施工管理基準による (図 () による)</p> <p>杭頭の処理 (4.4.6) ・ 行う 処理方法(切断にともなう補強方法含む) ・ 図示による() ・ 行わない</p> <p>杭頭の中詰め材料 (4.4.6) ○ 基礎のコンクリートと同調合のもの</p> <p>杭径、長さ、仕様等 (4.2.2)(4.5.1)(4.5.4)~(4.5.6) ・ 図示による()</p> <p>材料その他 帯筋の加工及び組立 ・ 図示による()</p> <p>鉄筋の最小かぶり厚さ ・ 図示による() 鉄筋かごの補強 組み立てた鉄筋の節ごとの継手 ・ 重ね継手 ・ 重ね継手の長さ ・ 図示による()</p> <p>主筋の基礎底盤への定着長さ ・ 図示による()</p> <p>セメントの種類 (4.5.4)(6.3.1) ・ 高炉セメントB種 (4.5.4)(表4.5.1)</p> <p>コンクリートの種類 (4.5.4)(表4.5.1) ・ A種 ・ B種 ・ 評定等の評価内容による</p> <p>コンクリートの設計基準強度 () N/mm² (4.5.4~6)</p> <p>スランブ ・ () 18 c m ・ 21 c m 構造体強度補正值(S) (4.5.4) ・ 3 N/mm² ・ 評定等の評価内容による</p> <p>掘削工法 (4.5.1)(4.5.5、6) ・ アースドリル工法 安定液 ○ 使用する ・ 使用しない ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 孔内の水張り ・ 行う ・ 行わない</p> <p>併用する工法 ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 図示による() 鋼管巻き材料 ・ SKK400 ・ SKK490 ・ 拡底杭工法 図示による() 安定液 ・ 使用する ・ 使用しない</p> <p>試験杭 (4.2.2)(4.5.5、6) 試験杭の施工 ○ 本杭の施工に先立ち行う 試験杭の位置、本数 ○ 最初の一本 ・ 図示による()</p>	種類	杭径 (mm)	板厚 (mm)	杭長 (m)	継手数	長期設計支持力 (kN/本)	備考	試験杭							本杭							<p>4 地業工事 (続き)</p> <p>・ 地盤改良 (セメント系固化剤を用いた工法による改良)</p> <p>・ 置換コンクリート地業 (7app #コンクリート地業)</p> <p>・ 液状化対策</p> <p>孔壁測定 (4.5.5、6) 測定方法、測定箇所は図示による() ・ 行う ・ 行わない</p> <p>杭の支持層への根入れ深さ ・ 図示による()</p> <p>杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・ 評定等の評価内容による ()</p> <p>建込み時の杭の鉛直度 ・ 1/100以内 ・ 評定等の評価内容による ()</p> <p>工法 ・ 浅層混合処理工法 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による () 長期設計支持力 ・ () kN/m² ()</p> <p>・ 深層混合処理工法 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による () 長期設計支持力 ・ () kN/m² ()</p> <p>形状、支持地盤、仕様 ・ 図示による() 長期設計支持力 ・ () kN/m² ()</p> <p>セメントの種類 (6.3.1) ○ 高炉セメントB種</p> <p>コンクリートの設計基準強度 () N/mm²</p> <p>構造体強度補正值(S) () N/mm²</p> <p>工法 ()</p> <p>仕様、範囲、計測、試験等 ・ 図示による()</p>	<p>宮崎県建築工事特記仕様書</p> <p>宮崎県県土整備部宮繕課 令和5年4月版</p> <p>建築士事務所名 株式会社 那須設計</p> <p>一級建築士事務所 宮崎県知事登録 L-65 号 一級建築士登録 第 298693 号</p> <p>工事名称 青島学園地域小規模児童養護施設新築工事</p> <p>図面名称 建築工事特記仕様書 (その7)</p> <p>検図</p> <p>図面番号 A-07</p>
	種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	長期設計支持力 (kN/本)																																					
試験杭																																											
本杭																																											
種類	杭径 (mm)	板厚 (mm)	杭長 (m)	継手数	長期設計支持力 (kN/本)	備考																																					
試験杭																																											
本杭																																											
<p>宮崎県建築工事特記仕様書</p> <p>宮崎県県土整備部宮繕課 令和5年4月版</p> <p>建築士事務所名 株式会社 那須設計</p> <p>一級建築士事務所 宮崎県知事登録 L-65 号 一級建築士登録 第 298693 号</p> <p>工事名称 青島学園地域小規模児童養護施設新築工事</p> <p>図面名称 建築工事特記仕様書 (その7)</p> <p>検図</p> <p>図面番号 A-07</p>																																											